No.281 2022/3/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

事業復活支援金のポイント

Q コロナにより売上が減少している場合、一定の条件を満たせば、事業復活支援金として支援金がもらえるそうですが、これはどのような内容でしょうか？

解説

コロナにより影響を受けた事業者で、売上が一定の時期と比べて減少した事業者は、個人事業者で最大 50 万円、中小法人等で最大 250 万円給付を受けることができます。

1． 給付対象

下記の①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。
①新型コロナウイルス感染症の影響をうけた事業者
②2021 年 11 月～2022 年 3 月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018 年 11 月～2021 年 3 月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して、50%以上又は 30%以上 50%未満減少した事業者

2． 給付額

中小法人等・・・上限最大 250 万円
個人事業等・・・上限最大 50 万円
給付額・・・基準期間（※①）の売上高（5 か月分）－対象月の売上高×5 か月分
（※①）2018 年 11 月～2019 年 3 月/2019 年 11 月～2020 年 3 月/2020 年 11 月～2021 年 3 月

【給付上限額】

売上高減少率	個人	法人		
		年売上 1 億円以下	年売上 1 億円超 5 億円以下	年売上 5 億円超
50%以上	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円
30%以上 50%未満	30 万円	60 万円	90 万円	150 万円

3． 申請期間

2022 年 1 月 31 日（月）～5 月 31 日（火）

要するに…

コロナにより売上が減少している事業者は支援金をもらえる可能性があります。すでに月次支援金や一時支援金の受給を受けている事業者は登録支援機関の事前確認が必要ではなく、申請手続きがかなり簡略化されています。該当する方は忘れずに申請しましょう。